

議第94号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月24日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号エ、第14条の2第2号イ及び第14条の8第2号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第22条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないとき」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第10条の2、第14条の2及び第14条の8の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証の返還に関する規定が削除されることに伴い、当該返還に応じない場合における過料の規定を削除する等の必要があるので提案する。